

令和3年10月1日

鴻巣市スポーツ少年団関係各位

鴻巣市スポーツ少年団
本部長 高橋 洋明

スポーツ少年団活動に関する制限・自粛要請の解除について（通知）

日頃から、スポーツ少年団の振興・育成に御高配賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、別添の写しのとおり、埼玉県スポーツ少年団から、スポーツ少年団活動に関する制限・自粛の要請の解除について通知がありました。

つきましては、本市スポーツ少年団につきましても、県本部からの通知に則り、緊急事態宣言期間に依頼をしておりました制限・自粛については解除としますが、県の通知にも記載されているとおり、埼玉県では、段階的緩和措置等として感染防止対策の要請を実施しておりますので、引き続き、下記の内容に留意した上で活動をしていただきますよう御協力をお願いします。

記

- (1) 食事（昼食）を伴う活動はしない。
- (2) 必要がない限り、2団体以上での活動は行わない。（合同練習等）
- (3) 保護者や母集団とコロナ禍における単位団活動の在り方を十分に協議の上、活動方針を定めること。
- (4) 本市の施設利用制限や、各競技団体のガイドラインを遵守した上で活動をすること。

なお、上記の内容については、今後変更となる場合があります。変更となった場合には随時通知をいたします。

【問合せ先】 鴻巣市スポーツ少年団事務局（鴻巣市教育委員会スポーツ課内）
TEL：543-6660 FAX：541-6411